

Check!

高齢者控除廃止に伴い 寡婦・寡夫控除が適用されます

これまでは、寡婦・寡夫控除ともに「高齢者に該当しない人」という適用要件がありましたが、高齢者控除の廃止に伴い、65歳以上の人でも条件によって寡婦・寡夫控除が適用できるようになりました。

確定申告や住民税の申告が必要な人はご注意ください。

寡婦控除

- ・夫と死別した後婚姻をしていない人、または夫の生死が不明な人で、合計所得金額が500万円以下の人
- ・夫と死別、または離婚してから婚姻をしていない人、もしくは夫の生死が不明な人で、扶養親族がいる人

寡夫控除

- ・妻と死別、または離婚してから婚姻をしていない人、もしくは妻の生死が不明な人で、扶養している子があり合計所得金額が500万円以下の人

ご存じですか？

住宅借入金等 特別控除



マイホームを取得したときは

住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をしたときには、一定の要件に当てはまれば、住み始めた年から10年間（平成17年中に住み始めた場合）所得税の住宅借入金等特別控除を受けることができます。取得したマイホームの敷地を合わせてローンなどで購入したときも同様です。

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。給与所得者は1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられるしくみになっていますのでご利用ください。

例

マイホームを住宅ローンで新築し平成17年中に住み始めた場合

- 平成17年～平成24年（住み始めてから8年目まで）

住宅ローン等の年末残高×1%＝控除額
（最高4,000万円）（最高40万円、100円未満の端数切捨て）

- 平成25年・26年（住み始めてから9年目・10年目）

住宅ローン等の年末残高×0.5%＝控除額
（最高4,000万円）（最高20万円、100円未満の端数切捨て）

農業所得収支計算説明会

「農業所得標準」が平成17年分の申告をもって廃止されます。

これまで、お米を作っている人のうち「農業所得標準」を目安として所得税の確定申告をしていた人も、平成18年分の申告からは収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する「収支計算」の方法で申告していただくこととなります。

詳しくは、収支計算方法の説明会を開催しますのでご参加ください。

日時 12月7日(水)
13:30～

会場 伊豆長岡庁舎3階
第1会議室

Check!

定率減税が引き下げられます

平成17年分の所得税と平成18年度個人住民税について、税額から定率による税額を控除する「定率減税」が引き下げられます。

個人住民税

【改正前】
個人住民税所得割額の15%相当額
（最高40,000円）

【改正後】
個人住民税所得割額の7.5%相当額
（最高20,000円）

所得税

【改正前】
所得税額の20%相当額
（最高250,000円）

【改正後】
所得税額の10%相当額
（最高125,000円）

例

所得税の場合（個人住民税も税率が変わるだけで計算方法は同じ）

【改正前】課税所得800,000円×税率10%－80,000円×20%＝**64,000円**
 ↓
 所得税80,000円 定率減税16,000円 実際に納める所得税

【改正後】課税所得800,000円×税率10%－80,000円×10%＝**72,000円**
 ↓
 所得税80,000円 定率減税8,000円 実際に納める所得税

Check!

65歳以上の人に適用される 個人住民税の非課税措置が廃止されます

平成18年度個人住民税から、年齢65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されます。

ただし、平成17年1月1日で65歳に達していた人の非課税措置は下記のとおり、段階的に廃止となります。

平成18年度分 所得割額及び均等割額の3分の2を減額
 平成19年度分 所得割額及び均等割額の3分の1を減額
 平成20年度分～ 減額なし

平成17年分青色申告決算・年末調整等説明会

日時 11月22日(火) 年末調整等説明会（法人関係）10:00～
 青色決算等説明会（個人関係）13:00～

会場 アクシスカつらぎ

持ち物 事前に郵送される青色申告決算・年末調整等書類の封筒
 関係書類が不足している場合は、説明会場または税務署でお受け取りください。

問合せ
 所得税に関すること
 三島税務署
 電話055 987 6711
 個人住民税に関すること
 税務課
 電話055 948 2907

税法が改正されました